

2021-22 年度 RI 会長 シェカール・メータ (カルカッタ: マハナガール RC) 第 2820 地区ガバナー 新井和雄 (下館 RC)

国際ロータリー 第2820地区(茨城) 第1分区 日立港ロータリークラブ週報



奉仕しよう みんなの人生を豊かにするために



2021. 10. 28
第 1987 回例会

会長 佐藤邦裕 会長レフト 山口憲生 幹事 菅原光雄

- 事務局 日立市大みか町 2-28-5 渚会館 TEL 0294-53-6411
- 例会日 毎週木曜日 12:30~13:30
- 例会場 美かの 日立市大みか町 6-14-12



11月はロータリー財団月間です

会長挨拶

佐藤邦裕 会長



皆様こんにちは。

本日はロータリークラブの基本理念である奉仕の精神と合致する地域における奉仕活動を長年続けてこられた皆様と、各企業における優良従業員の皆様がおいでとなっております。後ほどご紹介と表彰が予定されております。秋篠宮眞子様、小室圭様、結婚おめでとうございます。

私の姪子の結婚式も、昨年秋より3度も延び延びになっておりましたが、12月はじめにやっと出来るとの案内が届きました。祝い事は幸せ感が有りますね。コロナ渦によって、様々なイベントが中止や延期となっておりますが、収束に向かっており、社会活動や経済活動が平常に行われることの有難さと大切さを感じております。今後、年末にかけては、茨城海岸美化プロジェクト、ガバナー公式訪問、第一分区親睦ゴルフ大会、夜間例会、クリスマス例会等、感染防止対策を取って、安全に開催されることを願っております。

例会報告

開会点鐘 佐藤邦裕 会長
R ソング 「我等の生業」

今週の会場の花
‘セロシヤ’
花言葉：行動的



本日のビジター紹介 今野紀仁 親睦活動委員長

地域ボランティア受賞者4名の皆様
優良従業員受賞者4名の皆様
社会保険労務士 渡辺眞佐美 様
ようこそいらっしゃいました。

出席報告 鈴木崇久 SAA

会員数	出席数	出席率
37	24	70.59%
出席免除者数	前回訂正	合計出席率
4(本日出席1名)	10	100.0%

本日の食事メニュー：弁当

にこにこBOX 報告 鈴木崇久 SAA

【ご芳志を頂いた方からのコメント】

- 松橋好徳さん…結婚して、早30年が経ち、独身期間を超えてしまいました。

目標 1,408,000 円

本日のご芳志 3,000 円

トータル 553,000 円

報告 佐藤邦裕会長

【受信書簡・メール】

- ・2021-22 年度青少年長期交換プログラム 長期交換派遣 (2022年8月出発) 学生の募集について
- ・ロータリー研究会記念講演会参加申込の件
- ・RI 第 2820 地区ローターアクト 2021-22 年度地区交流会のご案内
- ・熱海・佐賀・長崎豪雨災害支援金ご協力のお礼
- ・2022-23 年度 地区名簿作成のためのデータ提出のお願い

・第 2820 地区 2020-21 年度地区大会記録誌並びに年次報告の送付

本日のプログラム

**地域ボランティア並びに優良従業員表彰
照沼明美 職業奉仕委員長**

10月28日(木)、2021~2022年度「地域ボランティア並びに優良従業員表彰」が行われました。

今年度は地域ボランティア4名と優良従業員4名の方々が受賞されました。受賞者の皆様には、一人ひとりに佐藤会長から賞状と記念品が授与されました。また、受賞者を代表して、大みか学区コミュニティ推進会の島根誠子様よりご挨拶をいただき、最後に全員で記念撮影をして、表彰式は終了しました。



地域ボランティア・優良従業員表彰

●●● **地域ボランティア受賞者** ●●●
大みか学区コミュニティ推進会 島根 誠子 様



長年、地域の防災・防犯の行事、さらに地域の子どものための地域行事のサポートに積極的に参画してこられた。毎年、実施している防災訓練の

スタッフとして精力的に避難所の設営や消防訓練などに加わり、さらに防犯活動のパトロール隊として大みか学区内のパトロールにも関わっている。また、子どもたちの夏休みの宿泊体験やもちつき、門松づくり行事のサポートなどの協働作業を楽しみながら続けている。

久慈学区コミュニティ推進会 関 孝夫 様



久慈学区の環境美化活動に17年に亘り尽力されている。

環境整備部長を歴任し、除草作業花植えなどを積極的に行い地域に貢献されている。

また、防犯活動を行い小学校下校パトロール、見守り活動を行っている。

水木学区コミュニティ推進会 管野 寛 様



学区社協の「支え愛部」に所属し、一人暮らしの高齢者の安否確認や訪問など、積極的に取り組んで来た。現在は月2回開催する高齢者の集まりの場である「サロン東大沼」

の代表者として、企画運営に携わっている。

また、健康推進部の部長として市の健康診断のPR活動や、地域住民のために食育や体操、ハイキング等を企画し、先頭に立って活動をしている。

水木学区コミュニティ推進会 対馬 幸悦 様



2011年4月から、水木学区コミュニティ推進会のレク部に所属し、地域住民の健康づくり、コミュニケーションの場作りなどの地域活動を行ってきた。主な事業として、

子どもから高齢者までを対象にした「歩く会」、「ニュースポーツ体験会」、「雪遊び」などを企画・推進してきた。また、南部4地区で行っている「地区交流親善ソフトボール大会」の実行委員としてスポーツ振興活動をしている。日立市体育協会主催の事業の地区のパイプ役としても取り組んでおり、各事業のスムーズな運営への支援活動を行っている。

●●● 優良従業員受賞者 ●●●

アイ・イー・シー(株)

小川 政喜 様



入社以来、ソフト設計や障害対応受付業務に従事し、高い技術力と真面目な人柄により、お客様から厚い信頼と高い評価を得ている。その誠実で責任感の強い勤務態度は、他の社員の模範的存在であり、社内からの信頼も厚い。入社してから37年間、職務を全うし、多くの功績を残してきた。

(株) 日立製作所大みか事業所 阿部 剛司様



後輩の指導育成に熱心に取り組み、公私両面にあたり包容力をもって接し、多くの後輩や幅広い年齢層から尊敬と信頼の念をもって慕われている。また、職場の塗装業務では、メッキ品発注業務の取りまとめに尽力している。さらに地域への貢献として、町内会の道路清掃作業に積極的に参加する事はもとより、自宅周辺のゴミ拾いを定期的実施するなど、地域社会の環境保全に貢献している。

(株) 日立製作所大みか事業所 根本 夏美様



組織運営の貢献としては、誠実に勤務に取り組み、また後進育成、指導に積極的であるため、周囲からの信頼も厚い。また職場において管理業務の取りまとめに尽力している。さらに、地域の清掃活動などを行っており、地域社会との良好な関係を築いている。

(株) 日立製作所大みか事業所 柴沼寿美玲 様



職場の取り纏めとして、上長を補佐すると共に製品の出荷要期遵守や品質維持向上に積極的に取り組み、組織運営をスムーズに進めるべく業務

を遂行している。またプリント板の部品実装作業は、豊富な知識と高度な技能を要し、信頼性が高く求められる業務であり若年層への技能伝承を日々実践している。多品種・中量産のプリント板製作に対応し、日々後進の育成に取り組むと共に職場の良き指導者として細かな気配りにも長け、コミュニケーションを密に図るなど人望も厚い。地域への貢献としては町内会で道路や公園の清掃作業や花壇の美化活動に積極的に参加し地域社会へ貢献している。また特別養護老人施設を定期的に訪問し、交流を深めるなど積極的にボランティア活動にも参加している。

ご挨拶

島根誠子 様



ここ一二年はご覧の通りコロナ禍で活動的なことはほとんど中止となり、今月より少しずつ動き始めております。私自身の運動は楽しみと思いついてきましたが、そろそろ終わりかなと考えていた時に、表彰のお声を掛けていただき、これを機にもう少し人生を楽しんでみようと思いはじめました。日立港ロータリークラブの皆さん、ありがとうございました。大変嬉しく思っております。日立港ロータリークラブのご活躍を心よりお祈りいたしております。



外部卓話

渡辺 眞佐美 様

『 コロナ禍での労務対応と賃金の扱い 』



自己紹介

大みか町 1 丁目 (大原病院の近く)
妻一人と住んでいます。生まれは長野市。

日立市に住んで半世紀その大半は日立市内の電機メーカー勤務、電子機器設計業務。

事務所は東海駅西側 (居酒屋「忍家」と同じビル)。社会保険労務士、開業 10 年。

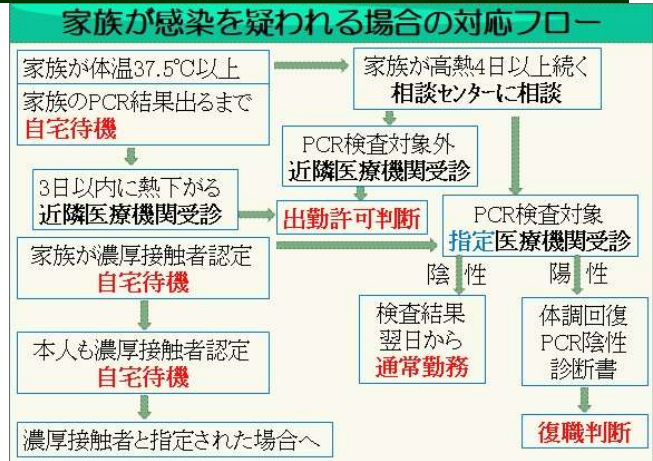
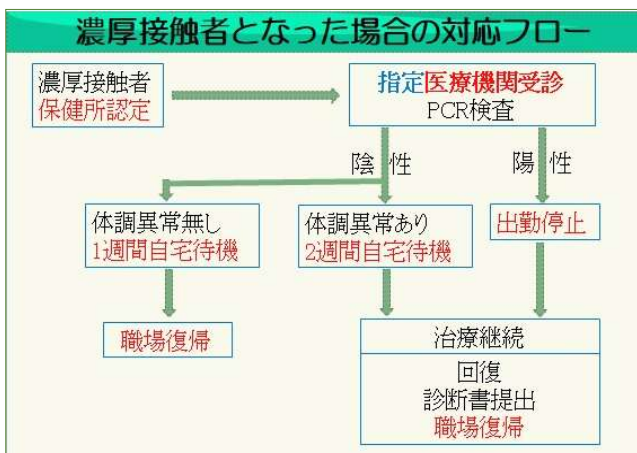
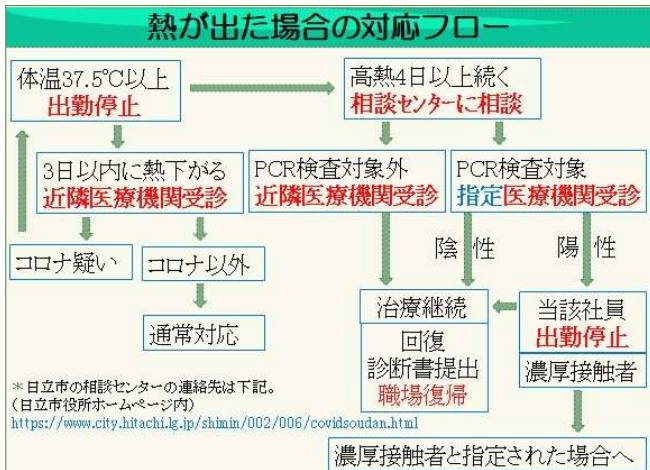
ゴルフ：最近では中々 100 が切れない

月いち 登山：コロナ禍前は毎年 3,000m 級

社会保険労務士の仕事

- ・相談業務・こんな社員どうしたら？
- ・就業規則作成・改定・法改正に合わせて改訂
賃金体系見直し
- ・助成金・面倒な手続きやってほしい
- ・給与計算・担当していた人が辞めてしまった
- ・行政手続き・入社退職時や育児休業などの
年金事務所・ハローワークなどの
各種手続き、
監督署などの立入対応

1. コロナ関連有事の対応



2. 休ませた場合の賃金支払い

休ませた場合の賃金は？

賃金や休業手当の支払い義務は、どうなるでしょう？

労基法と民法の定めを踏まえて判断する必要があります。

労基法 賃金支払い義務については、コロナ以外にもいろいろな場面で悩ましい問題となりますので詳しく解説します。

労働基準法第 26 条 (休業手当)
「使用者の責に帰すべき事由による休業の場合においては、使用者は、休業期間中当該労働者に、その平均賃金の **100 分の 60 以上** の手当を支払わなければならない。」

会社側に起因する**経営・管理上の障害**による事由 (天災事変等の不可抗力によるものを除く) を含めて、「会社の責に帰すべき事由」であると解されています。

休ませた場合の賃金は？

民法

民法第 536 条 2 項「債権者の責に帰すべき事由によって債務を履行することができなくなったときは、債権者は、反対給付の履行を拒むことができない」

労務の提供が不可能となった場合、原則として従業員は賃金を受ける権利を失うが、それが会社の責任であれば、**賃金の100%を請求できる**ということが規定されている。

「会社の責に帰すべき事由」は、会社の**故意・過失**、または**信義則上これと同一視すべき事由**と解されている。

労基法は、民法よりも概念が広く、会社に起因する**経営・管理上の障害**による事由 (不可抗力によるものを除く) を含めて、「会社の責に帰すべき事由」であると解されている。

ケース別に検討

民法上、「会社の責に帰すべき事由」が無い場合には、会社は、賃金支払義務は発生しませんが、**労基法上での「会社の責に帰すべき事由」があれば、平均賃金の100分の60以上の休業手当を支払うこと**になります

休業のケースごとに考えてみます

A: 感染者
B: 感染の疑いのある人
(1) 新型コロナウイルスのような症状のある従業員
(2) 濃厚接触者といわれる従業員
① 同居の家族である患者との濃厚接触
② 会社の同僚である患者との濃厚接触
C: 緊急事態宣言に基づく知事からの休業要請により休業した場合

感染者を休ませたら

A 感染者

従業員の感染が判明した場合、会社は当該従業員に対して、**自宅待機を命じる**ことになります。
 新型コロナは、「指定感染症」として定められ、感染した場合には、**県知事が必要に応じ就業制限や入院勧告をすることができるものと**されており、
 従業員が感染し、**県知事が行う就業制限がなされた場合、会社は当然に就業を禁止させる必要があります**から、その場合の賃金は、**ノーワーク・ノーペイの原則から、支払義務は生じない**ことになります。

感染し、療養のために労務に服することが出来ない場合、および自覚症状はないものの、検査の結果、「陽性」と判定され、療養のため労務に服することができない場合には、**健康保険の傷病手当金の支給対象**となります。

疑いのある人を休ませたら

B 感染の疑いのある人

新型コロナに感染していることが確定してはいないものの、その疑いのある従業員の取扱いについては、大きく次の2つに区分して考えることとなります。
 (1) **新型コロナのような症状のある従業員**
 (2) **濃厚接触者といわれる従業員**

この段階では、まだ新型コロナに感染していると確定しているわけではないので、従業員に対して、**当然に就業禁止ということにはなりません**。
 しかし、感染の可能性のある従業員を出社させることは、他の従業員にも感染を広げる恐れもあることから、**会社としては、慎重を期して、自宅待機を命じることは可能**ですし、合理性もあります。

症状のある人を休ませたら

(1) 新型コロナのような症状のある従業員

自宅待機なので、従業員は、**労務提供をしておりませんから、原則として賃金は発生しません**。

会社の責任については、疑いのある期間内に自宅待機を命じたとしても、**会社の故意・過失、または信義則上これと同一視すべき事由が認められるとも考えられません**。

したがって、**民法上の賃金支払義務は、無い**こととなります。

症状のある人を休ませたら

労基法上の「会社の責に帰すべき事由」に該当するか？

この概念は、民法よりも広範囲であり、会社側に起因する**経営・管理上の障害**による事由(不可抗力によるものを除く)を含むことになる。
 新型コロナのような症状があっても、**症状だけで新型コロナとインフルエンザ等を見分けることは困難**。
 加えて、感染しているかどうか確定していない状況で、従業員を自宅待機させることは、**会社が経営上、自主的に判断した結果**であると言えます。
 また、**不可抗力であるのであれば、会社の責に帰すべき事由とはなりません**が、単に疑わしいという程度であれば、**不可抗力とまでは言えない**と思います。
 したがって、**少なくとも労基法第26条の休業手当の支払いをする必要がある**でしょう。

濃厚接触者を休ませたら

(2) 濃厚接触者の場合

感染の可能性のある濃厚接触者である従業員を出社させることは、他の従業員にも感染を広げる恐れもあるので、**結果が判明するまで自宅待機を命じることは可能**ですし、合理性もあると思います。

労務提供をしていないので、**原則として賃金は発生しない**。
 労務提供しないことについて、**会社に責任があるか？**
 濃厚接触者に自宅待機を命じることは、**相当な理由があり、会社の故意・過失、または信義則上これと同一視すべき事由が認められるとも考えられません**。
 よって、**民法上の賃金支払義務は無い**こととなります。

濃厚接触者を休ませたら

労基法上の「**会社の責に帰すべき事由**」に該当するかどうか？
 感染が確定していない状況で、**現に症状も出ていないのであれば、従業員を自宅待機させることは、会社が経営上、自主的に判断した結果**であると言えるのではないかと考えられます。
 しかし、濃厚接触者である場合、**高い確率で感染するとされている**ことを考えると、**仮に感染が確定していなかったり、それらしい症状が出ていなかったとしても、予見される結果に対する回避措置(いわゆる安全配慮義務)の観点からすれば、先述した「新型コロナのような症状がある者」よりは、自宅待機の必要性の程度は高い**のではないかと思います。
 また、**不可抗力であれば、会社の責に帰すべき事由とはなりません**が、濃厚接触者の場合、**不可抗力であるかどうか**を考えるには、
 ① **同居の家族である患者との濃厚接触**
 ② **会社の同僚である患者との濃厚接触**
 とに区分して考える必要があると思います。

濃厚接触者を休ませたら

濃厚接触者を休ませることが**不可抗力であると判断するためには**次の2つの要件を満たしていることが必要です。
a. 事業主の監督、または干渉が不可能な範囲のものであり、事業の外部で発生したもの
b. 経営者として最大の注意を尽くしても、なお避けることのできない休業である
 ① **同居の家族である患者との濃厚接触者の場合**、上記要件のいずれも満たしていると考えられるのではないかと思います。したがって**休業手当の支払いも要しない**と考えられます。
 ② **会社の同僚である患者との濃厚接触者**については、**業務との関連性もあることから、不可抗力とまでは言えない**と思います。
 したがって、**少なくとも労基法第26条の休業手当の支払いをする必要がある**と言えるでしょう。

知事の休業要請で休ませたら

C 緊急事態宣言に基づく知事からの休業要請により休業した場合

従業員は、**労務提供をしておりません**ので、**原則として賃金は発生しません**。

そして、**休業要請に応じたもの**ですから、**自宅待機を命じたとしても会社の故意・過失、または信義則上これと同一視すべき事由が認められるとも考えられません**。
 したがって、**民法上の賃金支払義務は無い**こととなります。

知事の休業要請で休ませたら

次に、**労基法**上の「会社の責に帰すべき事由」に該当するかどうか考えます。
 不可抗力であるかどうかを判断するには
 a. 事業主の監督、または干渉が不可能な範囲によるものであり、事業の外部で発生したものと見える
 b. 経営者として最大の注意を尽くしても、なお避けることのできない休業である
 という2つの要件を満たしていることが必要ですが、知事からの休業要請は、これ自体に強制力が無いとはいえ、休業要請がなされるに至った経緯、および高度の必要性があると考えられること、さらには緊急事態宣言そのものが、我が国にとって初めての出来事であること等の事情を考慮すれば、この要件のいずれも満たし、**不可抗力と考えられるのではないかと思います。**
 したがって、休業手当の**支払いは不要**と考えます。

各社の対応

各社それぞれの事情・考えに基づいての休業指示、ならびに賃金の支払いについては**就業規則**や**賃金規程**または、それに代わる**通達**などで周知しておく必要がありますので、各社の対応についてご不明な場合は**個別にお問合せいただければ幸いです。**

渡辺社会保険労務士事務所(東海村)
 029-287-7032、080-5186-3671

救済措置
会社が休業手当を支払った場合には、**会社**を対象に「**雇用調整助成金**」
 会社から休業手当の支払いを受けなかった場合は**労働者**を対象に「**休業支援金・給付金**」が用意されております。
 詳細については当事務所にお問合せください。

3, 関連する資料の紹介

資料紹介

閉会点鐘 佐藤邦裕 会長

その他のお知らせ・連絡事項

★★ **行事の申込受付案内** ★★

◆ **新井和雄ガバナー公式訪問**
 11月11日(木)美かの 12:30~
クラブ協議会(役員・理事・該当委員会)
 同 美かの 14:00
 ご出欠の申込みは、例会場受付または
 電話・メールにて事務局まで!!!

今後のスケジュールのご案内

- 11月11日(木)例会 12:30~ 美かの
「新井和雄ガバナー公式訪問」
- 11月18日(木)例会 12:30~ 美かの
「会員卓話 山口憲生さん」
「私とRC 佐藤泰子さん」
- 11月25日(木)夜間例会 18:00~
「会員一言 五来美奈さん」
- 12月2日(木)例会 12:30~ 美かの
「外部卓話 インターアクトクラブ活動報告」
- 12月9日(木)例会 12:30~ 美かの
「年次総会」

編集後記
 17年前の秋、東京時代、実家の両親が初めて遊びに来た。どこか東京らしい場所を案内しようと西麻布の居酒屋「権八」を予約した。「権八」とは、その前の年(2002年)に当時のアメリカ大統領ブッシュ来日の際に小泉首相との“居酒屋会談”が行われた店だ。料理の味の記憶はない。食事を終えて、未だオープンして間がない六本木ヒルズを外から眺め、ホテルに送り届けた。当時私は仕事が忙しく、大阪から上京した両親を案内したのはこのわずか3時間だけという中途半端な親孝行という自覚があった。その時の写真が実家の仏壇の隣に並ぶ。あたかも、父の人生でかなりのイベントだったかのような扱いだ。母も「いいところ連れて行ってもらったわあ。」感謝の言葉をまた口にする。来月父の三回忌を迎える。またあの写真を見ながら母の感謝を聞くことになるだろう。親孝行せねば・・・
 もっと実家に足を運ぼう。(か)

発行：日立港ロータリークラブ(翌例会日)
 編集：会報・雑誌委員会
 松橋好徳 糸賀正俊 五来美奈
 神山靖基 中野紀子(事務局)
 URL：<http://www.hitachi-ko-rc.com>
 E-mail：info@hitachi-ko-rc.com